

内閣総理大臣 安倍晋三 殿

子ども虐待死ゼロを目指す法整備を求める署名簿

児童虐待防止法の改正等により、下記の内容(詳しくは裏面)を実現してください。

- 1 児童相談所・市町村・警察が連携した被虐待児の保護活動の強化
- 2 市町村・警察・児童相談所が連携した所在不明児童の発見・保護活動の強化
- 3 児童相談所の一時保護を子どもの命を最優先に判断することを義務付け
- 4 医師と連携した妊娠中・出産直後からの子育て困難な妊産婦の支援
- 5 虐待を受けた子どもへの精神的な治療・ケアの実施

(取りまとめの方・団体のお名前)

名前	住所(都道府県から)

主な賛同団体・賛同者(敬称略)

日本医師会
日本産婦人科医会
聖路加国際病院
東京都看護協会
日本精神科看護協会
救急ヘリ病院ネットワーク
全国犯罪被害者の会(あすの会)
岡村勲
(弁護士・あすの会元代表幹事)
岩城正光
(名古屋市副市長・元弁護士)
全日本私立幼稚園連合会
ひょうご被害者支援センター
日本小児科学会

「子ども虐待死ゼロは
国・社会・大人の責任です！」

- ・虐待死させられる子どもは明らかなものだけで毎年 100 人
- ・最悪命の危険のある所在不明児童は約 2,900 人
- ・厚木市理玖ちゃん餓死事件など児童相談所、市町村、警察の連携不足、怠慢が原因で虐待死防げなかった事例多数
- ・0歳児の虐待死が最多。妊婦からの支援が不可欠
- ・性虐待等重度の被虐待児の心の傷(トラウマ)は深刻

ご署名の上、下記まで郵送ないしは FAX お願いします。

107-0051 東京都港区元赤坂 1-4-21 赤坂パレスビル 4B

NPO 法人シンクキッズ-子ども虐待・性犯罪をなくす会

FAX : 03-6434-5996 詳しい内容は <http://www.thinkkids.jp/>

[子ども虐待死ゼロを目指す法整備の概要]

1 児童相談所、市町村、警察が連携して被虐待児を保護する

- (1) 児童相談所、市町村、警察は、虐待家庭に関する情報を共有し、連携して定期的に家庭を訪問し、子どもの安全を目視で確認し、親への指導・支援を行う。
- (2) 児童相談所、市町村は、虐待家庭が所在不明、親の調査拒否など子どもに危険が認められる場合には、警察に通報し連携して子どもの発見・保護を図る。
- (3) 警察は、児童相談所からの通報や110番等により虐待を受けている子どもを発見し生命・身体に重大な危険があると認められる場合には、緊急に子どもを保護し、その身柄は速やかに児童相談所に預ける。
- (4) 国は、虐待家庭が転居した場合でも転居先で子どもへの危害を防止し、親に必要な支援をすることができるよう、全国データベースを整備する。

2 市町村、児童相談所と警察が連携して所在不明児童を発見し、保護する

- (1) 市町村は、未就学あるいは健康診査未受診で所在不明の子どもについて、関係部局・関係自治体間でシステムの整備を含め必要な情報共有を行い、所在調査の上その安全を目視で確認することとし、確認できない場合には警察に発見保護を要請する。DVからの避難の場合等には情報漏えいの防止措置を講ずる。
- (2) 自治体、郵便局、電話会社等は、市町村・警察から所在不明の子どもの発見・捜索のため転居先その他の情報提供の要請を受けた場合には、協力する。

3 児童相談所が一時保護を子どもの命を最優先として行うようにする

- (1) 児童相談所は、一時保護の判断に当たっては、子どもの安全を最優先とし、保護した子どもを親に引き渡す場合には、警察、市町村の協力を得て、安全確保計画の策定及び継続的な安否確認と親への指導を行わなければならない。
- (2) 児童相談所は、医師の虐待の疑いが強いとの見解には原則として従うものとし、虐待通報した保育所・幼稚園・病院・市町村等の意見を尊重するものとする。

4 妊娠中・出産直後から子育て支援が必要と思われる妊産婦等を支援する

医師は、望まない妊娠等子育て困難と思われる妊産婦を認めた場合には市町村・保健所又は児童相談所に連絡するよう努め、これらの機関は親に対して必要な支援(要請に応じて養子縁組あっせんを含む)を連携して行うものとする。

5 虐待を受けた子どもが精神的な治療を受けることができるようとする

国は、性虐待その他の重度の虐待を受けた子どもが無償で精神的な治療・ケアを受けることができる制度を整備することとする。